



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2012年5月(第2号)

新緑の美しい季節となりました。木々の緑が気持ちをほっとさせてくれますね。
「事務所だより 5月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 労働保険の年度更新手続きについて
- 2 住民税の金額が新しくなります
- 3 雇用契約書を作成していますか？
- 4 当事務所から

労働保険の年度更新手続きについて

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料納付は労災保険・雇用保険をまとめて1年間を単位として行います。保険料は、会社が4月1日から翌年3月31日までに従業員に支払う賃金総額に保険料率（労災保険料率+雇用保険料率）を乗じて計算した額を、会社が申告して納付します。このうち、労災保険分は全額会社が負担し、雇用保険分は会社と従業員の双方で負担し、従業員分は毎月の給料から控除することとなっています。

■年度更新手続きの時期です！

年度更新はその年4月1日から翌年3月31日までに従業員に支払う賃金総額の見込額に保険料率を乗じた額（概算保険料といいます）と、前年度の確定額（確定保険料といいます）の過不足を合わせてその年6月1日～7月10日の間に申告し、納付することを行います。保険料の計算には昨年4月から本年3月までの賃金総額が必要ですので、早めに集計しておくことと申告、納付手続きがスムーズに進められます。

■雇用保険料率が引き下げられました（H24年4月1日より）

平成24年度の雇用保険料率が次のとおり引き下げられました。本年度の概算保険料の計算には変更後の保険料率を使用して下さい。

	①従業員負担	②会社負担	①+②
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

住民税の金額が新しくなります

平成 23 年度の年末調整または確定申告の内容をもとに本年度の住民税額が決定されます。住民税の納付方法には「普通徴収」と「特別徴収」の 2 通りがあり、6 月から新しい納税額になります。

■普通徴収

納税者が納付書により直接市区町村へ納付する方法です。年間で支払う額を 4 回に分けて納付します。

■特別徴収

年間で支払う額を 12 分割し毎月の給料から控除することにより支払う方法です。会社が市区長村へ納付します。納税額の通知書が会社に郵送され、6 月から新しい納付額で納めることになりますので、給与担当の方は控除額に注意しましょう。



雇用契約書を作成していますか？

会社は従業員を採用する際、正社員やパートタイマーにかかわらず、賃金や労働時間など特に重要な労働条件を書面で明示することが法令で義務付けられています。これは労働条件をあいまいにしたまま従業員を採用すると「約束した条件とは違う！」といったトラブルが発生する可能性があるからです。労働条件を労働条件通知書や雇用契約書、就業規則などの書面で従業員に明示していますか？

当事務所では、これらの書面作成でお困りのお客様をサポートさせていただいております。また、外国人従業員向けに英語版の作成も承っておりますので、お気軽にご相談ください。

当事務所から



事務所だより 5 月号はいかがでしょう。来月も業務に役立つちょっとした情報をお届けします。

当事務所の窓からは小学校のグラウンドがよく見えるのですが、いつも子供たちが楽しそうに駆けまわっています。とても賑やかで、楽しそうな声が心を和ませてくれます。子供たちのパワーはすごいですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)
電話 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958
Email mayfujii@spa.nifty.com

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美